

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の
一部改正について

情報通信行政・郵政行政審議会 議事規則の一部改正について

令和7年7月
事務局

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の一部改正

1. 改正理由

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行等に向けて、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則について必要な規定の整備を行う。

2. 改正内容

- 答申及び勧告は、文書をもって行うこと及び当該文書には少数の委員等の意見等を付記することができることを規定。
- 電気通信事業部会に、委員会の調査すべき事項を分割して調査するため、「専門委員会」を設置できること等を規定。

3. 施行期日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日※から施行する。

※公布の日（5/28）から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

※電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）による改正後のもの。

（電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等）

第百六十七条の三 総務大臣は、毎年、電気通信技術の発達及び電気通信役務に関する需給の動向その他の事情を勘案して、電気通信事業者（第三号事業を営む者を含む。以下この項において同じ。）間の競争の状況及びこの法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について調査を行い、その結果に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価を行うものとする。

2 総務大臣は、前項の規定による調査及び評価を行おうとするときは、当該調査及び評価の実施に関する方針を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第一項の規定による調査及び評価を行つたときは、総務省令で定めるところにより、その結果を公表するものとする。

4 総務大臣は、第一項の規定による評価の結果を、この法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づく命令の制定又は改廃その他のこれらの法律の適正な運用に活用するものとする。

（審議会等への諮問）

第百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下この条及び次条において単に「審議会等」という。）に諮問しなければならない。ただし、審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

- 一 （略）
- 二 第十二条の二第四項第三号ロ若しくはニの規定による電気通信設備の指定、第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、第二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第二十七条の三第一項の規定による移動電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指定、第二十七条の五、第三十条第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十一条第四項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一条第十一項第一号の規定による同号に規定する特定関係事業者の指定、第三十三条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定、第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成、第五十条の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画の制定、第百六十四条第一項第三号の規定による同号ロ若しくはハに掲げる電気通信役務を提供する者の指定、第百六十七条の三第一項の規定による同項に規定する電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについての評価又は同条第二項の規定による調査及び評価の実施に関する方針の策定

三・四 （略）

（勧告）

第百六十九条の二 審議会等は、前条各号に掲げる事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

- 2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 総務大臣は、第一項の勧告に基づき講じた措置について審議会等に報告しなければならない。

附 則（令和七年法律第四十六号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 （略）
- 二 第一条中電気通信事業法第百六十七条の三を同法第百六十七条の四とし、同法第百六十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第百六十九条の改正規定（同条第二号の改正規定（「制定又は」を「制定、」に改め、「提供する者の指定」の下に「、第百六十七条の三第一項の規定による同項に規定する電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについての評価又は同条第二項の規定による調査及び評価の実施に関する方針の策定」を加える部分を除く。）及び同条第四号の改正規定を除く。）及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 （略）

改正後	改正前
（答申及び勧告） 第七条の二 審議会の答申及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第六十九条の二第一項に規定する勧告は、文書をもつて行う。 2 前項の答申又は勧告の文書には、少数の委員又は専門委員の意見その他必要と認める事項を付記することができる。 附 則 令和※年※月※日 情報通信行政・郵政行政審議会決定第※号 この決定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。 別 記 電気通信事業部会の所掌等は、次のとおりとする。 一、四（略） 五、専門委員会 1 委員会の主査は、委員会の調査すべき事項を分割して調査するため、主任を長とする専門委員会を置くことができる。 2 専門委員会の構成、議事の手続、その他その運営に関し必要な事項は、委員会の主査が定める。 附 則 次の事項については、当部会の決議をもって審議会の （新設） （新設） （新設） （新設） 別 記 電気通信事業部会の所掌等は、次のとおりとする。 一、四（同上） （新設） 附 則 次の事項については、当部会の決議をもって審議会の	

決議とする。

1
↳ 4 (略)

5 同条ただし書の「軽微な事項」(同条第二号に掲げる諮問事項に関する事項に限る。)の認定

決議とする。

1
↳ 4 (同上)

5 同条ただし書きの「軽微な事項」(同条第二号に掲げる諮問事項に関する事項に限る。)の認定